

公 告

次のとおり一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 第 1 項の規定により公告します。

令和 8 年 4 月 2 7 日

島根県教育委員会教育長 井手 久武

1 入札に付する事項

- (1) 件名
島根県立宍道高等学校屋内運動場空調機設置工事
- (2) 仕様等
入札説明書のとおり
- (3) 履行期間
令和 8 年 6 月 30 日まで
- (4) 履行場所
島根県松江市宍道町宍道 1586 島根県立宍道高等学校
- (5) 予定価格
19,050,000 円
(消費税及び地方消費税相当額を除く。)
- (6) 入札方法
紙入札とする。
落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

次の条件をすべて満たすものであること。

- (1) 令和 7～8 年度島根県建設工事等入札参加資格者名簿の「8. 電気」に登録してあり、客観点数が 700 点以上の者であること。
- (2) 島根県における県税の滞納がない者であること。
- (3) 公告の日から入札書等提出期限までの間に、島根県の建設工事等入札参加資格者に対する指名停止等にかかる措置要綱（昭和 63 年 5 月 31 日管発第 181 号）による指名停止を受けていないこと。
- (4) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）に規定する主たる営業所を島根県内に有し、かつ、同法に規定する営業所を松江市内に有する者であること。
- (5) 平成 22 年度以降、9,520,000 円以上の住宅以外の電気工事（改修工事を含む。）を行った実績があること。
※詳細は入札説明書による。
- (6) 基準を満たす主任技術者（以下「配置技術者」という。）を本件工事に配置できること。
※詳細は入札説明書による。
- (7) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。

- (8) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- (9) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年5月15日法律第77号）が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、警察当局から島根県発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続しているものでないこと。

4 入札説明書の交付場所等

- (1) 入札説明書の交付場所及び問合せ先
〒690-8501
島根県松江市殿町1番地 島根県教育庁教育施設課 財産管理・指導スタッフ
電話:0852-22-6604
- (2) 入札説明書の交付期間及び交付方法
公告の日から5月8日（金）までの間、上記（1）の場所において交付する。（交付時間は土日、祝日を除く、午前9時から午後4時までとする。）
- (3) 入札説明会の日時及び場所
実施しない。

5 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日 時 令和8年5月11日(月) 午後4時から
- (2) 場 所 島根県教育庁 2F 教育委員室
- (3) その他 郵便による入札は認めない。

6 その他

- (1) 契約手続きに使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条の2第1項第3号の規定により、免除する。
- (3) 契約保証金
島根県会計規則第1項の規定により契約金額の100分の10以上を納付すること。
ただし、島根県会計規則第69条の2第1項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。
- (4) 前金払
あり。
契約金額の10分の4以内。
- (5) 部分払
なし。
- (6) 最低制限価格
設けない。
- (7) 工事費内訳書について
入札書とあわせて提出すること。
- (8) 入札者に要求される事項
この入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す競争参加資格確認申請書等を本公告「5」にあわせて提出し、競争参加資格の確認を受けなければならない。
なお、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
競争参加資格の確認は、落札者を決定する時点で行うものとし、競争参加資格がな

いと認められたものについては通知する。その他の者については通知しない。

(9) 入札の無効

この公告に示した競争参加資格のない者が入札をしたとき、入札者が入札にあたり提出する書類に関し島根県教育委員会教育長から求められた説明に応じなかったとき、その他、島根県会計規則第 63 条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(10) 契約書作成の要否

作成を要する。

(11) 落札者の決定方法

予定価格の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札をした者について、競争参加資格要件を審査し、当該要件を満たしていることが確認できた場合、当該入札者を落札者とする。

なお、同じ最低価格をもって入札したものが 2 人以上ある場合は、くじにより順位を付け、その上位の者から資格確認資料を審査する。

落札者の決定は、開札日の翌日から起算して 4 日以内に行い、結果を通知する。

(12) その他

詳細は、入札説明書による。